

### 3 集団編成の見直し拘禁刑による新たな取組

従来の犯罪傾向の進捗（累犯であるか否か、反社会勢力の関係者であるか否か等）によるA指標及びB指標に代わり、一定の共通する特性（高齢、障害、薬物依存の有無等）等に応じた24の矯正処遇課程を設け、それぞれに必要な処遇が開始されました。山口刑務所では「高齢福祉課程」「福祉的支援課程（精神上の疾病又は障害）※知的障害と発達障害は含まない。」を開始し、①看護師等による口腔機能低下予防体操の指導②作業時間を短縮し、各自の体調等に応じて柔軟な処遇を実施するため、養護的処遇の導入③歩行等の介助の実施④植物、メダカを養育させて認知機能の維持等を行っています。



### 4 福祉的な支援拘禁刑以前からの継続的取組

高齢又は障害を有する者であって、適切な居住地がなく、出所後円滑に社会復帰するために福祉的支援を受けることが相当と認められる者については、特別調整対象候補者として山口保護観察所に通知し、釈放された後すぐに必要な福祉サービス等を受けることができるよう調整（特別調整）を行っています。また、特別調整対象者にはならないが、必要に応じて福祉的支援として、各種障害者手帳（精神、療育、身体）の取得申請、障害支援区分認定申請、要介護認定申請、成年後見制度に係る手続を実施しています。



| 年度   | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------|----|----|----|----|
| 特別調整 | 3  | 6  | 8  | 6  |
| 独自調整 | 21 | 21 | 16 | 19 |

#### 【その他】

受刑者が刑務所内で製作した製品の展示・販売を通じて、矯正行政への理解を深めることを目的としたイベント「第30回山口矯正展」を以下の日程で開催いたします。ご来場を心よりお待ちしております。

（日時）令和7年10月25日（土）午前9時零分から午後4時零分まで

令和7年10月26日（日）午前9時零分から午後3時零分まで

（場所）防府市スポーツセンター武道館（防府市大字浜方174番地の1）

（窓口）山口刑務所 矯正処遇調整官 大石哲也（おおいし てつや）

（電話）（代表）083-922-1450

### 拘禁刑導入期の山口刑務所における再犯防止施策について

従来の懲役、禁錮を廃止し、拘禁刑を新たに導入した改正刑法が令和7年6月1日に施行されました。これに伴い、受刑者の再犯率の低減を目的として、収容の確保や安定した集団生活の維持などの従来の刑務所の「コントロール」機能に併せて、受刑者の特性に応じた各種処遇を充実させる「ケア」機能を拡充させることとなり、山口刑務所では現在、下記の取組を実施しています。

記

#### 1 新たな刑務作業の実施拘禁刑による新たな取組

これまでの刑務作業は刑法に定められた「目的」であったところ、拘禁刑施行後は、改善更生等を図るための「手段」となったことから、新たに①当該受刑者の作業能力（低い、一般的、高い）に応じて作業区分を指定するとともに、②作業を行うことの必要性を自覚させ、自ら作業の目標を設定させ、その目標の達成状況を振り返らせる動機付け面接等を行い、③上記の基礎的作業とは別に、コミュニケーション能力、課題を解決していく能力等を身に付けさせる機能別作業を新設しました。山口刑務所では、機能別作業の一つとしてコミュニケーション能力等向上作業を拘禁刑施行前に先行して開始し、その一環として、受刑者及び担当職員が、参観者（写真は山口大学教育学部生による参観）等に対し、担当する作業や業務について、自分で考えた文言で説明を行う取組を実施しています。



#### 2 就労支援拘禁刑以前からの継続的取組

就労支援を願い出た受刑者をハローワークの刑務所等出所者等就労支援事業専用求人（刑務所出所者等専用求人）の紹介につないでいく就労支援に加えて、就労の機会を増やすべく、①出所者等の雇用経験のある事業主に出所後に働く際のアドバイスや、当該業種に係る実情を講話していただく職業講話、②講堂、体育館等に事業主ごと説明用のブースを設け、受刑者等を小グループに編成する等して、各ブースを巡回して企業情報等の説明を受ける企業説明会、③受刑者が他人に聞かれたくない内容についても相談が可能となるように、1企業に対して1名の希望者とする企業面接を実施しています。

